

業務委託設計書

年度 令和 8年度

設計年月 令和 年 月

履行期間 令和 9年 3月31日

業務名 高速鉄道東西線レール削正業務委託

履行場所

業務価格 円

業務費 円 消費税等相当額 円

京都市 交通局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2026年3月
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月
基 準 適 用 年 月	2026年3月
単 価 地 区	2601: I 地区

業務委託料内訳書

業務名	高速鉄道東西線レール削正業務委託				業 項	種 目		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
本委託費		式	1					
レール削正		式	1					
レール削正		式	1					
レール削正		日	60					
純調査費		式	1					
間接費		式	1					
諸経費		式	1					内 1号
一般調査業務費		式	1					
消費税相当額		式	1					
地質調査業務費		式	1					

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
純調査費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

仕様書

高速鉄道部技術監理課土木担当

件名	高速鉄道東西線レール削正業務委託
履行場所	高速鉄道東西線六地蔵・太秦天神川間（別図参照）
履行期限	契約日の翌日から 令和9年3月31日 まで
業務内容	別添「特記仕様書」による。
特記事項等	別添「特記仕様書」による。

特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、「高速鉄道東西線レール削正業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

(履行場所)

第2条 本業務の履行場所は、高速鉄道東西線六地蔵・太秦天神川間の分岐器を除く本線とし、詳細については発注者と協議のうえ、指示に従うものとする。

なお、東西線線路略図を参考として添付する。

(履行期限)

第3条 本業務の履行場所は、令和9年3月31日までとする。

(業務内容)

第4条 本業務は、発注者が貸与する8頭式レール削正車「スペノ社製 MINI8 M-17」を使用して、レールの波状磨耗やシェリング等を除去するレール削正を行う。

なお、レール削正は、レール頭面の断面形状を出来る限り基準形状に近づけることを基本とするが、受注者は各レール削正箇所のレール摩耗・損傷の状況に応じて、最適なレール頭面の断面形状を発注者に提案し、発注者と十分協議のうえ実施するものとする。

2 レール削正日数は60日する。

なお、受注者は、作業日については発注者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

3 受注者は、レール削正に先立ち、当日の作業範囲全域にわたり電気施設等の防護を行うものとする。

4 レール削正は反復工程で行い削正範囲の状況を確認するため、受注者は、作業前後及び作業中数回にわたり波状磨耗測定を行い、削正延長及びパス数を記入し、その記録を発注者に提出するものとする。

5 受注者は、レール削正のパス数を削正区間の状況に合わせ発注者と協議のうえ決定するものとする。

6 受注者は、レール削正中は常時監視員を配置し、火花の飛散状況及び近接する電気施設等の監視を行うものとする。

7 受注者は、絶縁継目を削正する場合は適正な防護を行うこと。また、レール削正完了後、削正カスが絶縁部に介在していないか確認を行うとともに、レールからの金属剥離の有無について確認を行い、剥離している又は剥離しそうな金属がある場合は必ず除去し、軌道短絡防止に

努めること。

なお、剥離しそうな金属を除去するために必要な工具等は、受注者が用意するものとする。

8 受注者は、レール削正完了後、削正範囲の始末端のレール腹部（外側）に、作業年月日の表示を白ペイントで行うものとする。また、作業区間及び鉄粉等の飛散した全域について、巡回点検し、清掃を行うものとし、列車走行に支障がないようにすること。

9 受注者は、レール削正後、レールの波状摩耗等を確認し、レール状態を報告するものとする。確認箇所については、発注者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

（業務時間）

第5条 本業務の業務時間は、午前0時35分から午前4時30分（御陵駅2、4番線は午前0時40分から午前4時00分）までとし、時間内に後片付けを含め一切の業務を終了しなければならない。

（責任者）

第6条 受注者は、本業務における責任者を選定しなければならない。

2 責任者は、契約図書に基づく、本業務に関する一切の事項を処理するものであり、本業務内容を熟知し、技術上の管理を行うために必要な経験を有する者とする。

（レール削正車の運転及び指揮）

第7条 レール削正車の運転に従事するものは、発注者が別に定める「大型保守用機械運転資格認定基準」に基づく大型保守用機械運転資格の認定を受けたものとする。

2 レール削正車の指揮に従事する者は、発注者が別に定める「大型保守用機械運転資格認定基準」に基づく「大型保守用機械指揮資格」の認定を受けた者とする。

（提出書類）

第8条 受注者は、発注者指定の提出書類を指定期限までに必要部数を発注者に提出するものとする。

なお、受注者は、前項の提出図書に変更が生じた場合は、変更書類を速やかに発注者に提出するものとする。

（業務計画書）

第9条 受注者は、本業務の実施に先立ち、以下の事項を記載した業務計画書を発注者に2部提出するものとする。

ア 業務概要

- イ 計画工程表
- ウ 責任者名及び業務経歴等
- エ 作業員名及び業務経歴、第7条の資格（資格証(写)を添付）等
- オ 作業方法及び管理
- カ 使用機械及び機材
- キ その他

2 受注者は、前項の提出図書に変更が生じた場合は、変更書類を速やかに発注者に提出するものとする。

(月間作業計画及び作業結果報告)

第10条 受注者は、作業日、レール削正パス数及びパターン等を記載した月間作業計画書を作業前月に発注者に提出し確認を得なければならない。

2 受注者は、前項で計画した作業結果報告書を月毎に発注者へ提出するものとする。

なお、業務完了時には作業結果報告書の集計表及び図面等を発注者へ提出するものとする。

(レール塗油器及び摩擦調整材散布装置の取扱い)

第11条 受注者は、発注者からレール塗油器及び摩擦調整材散布装置の取扱いについて説明を受け適切に取扱うものとする。

2 受注者は、レール削正に支障するレール塗油器及び摩擦調整材散布装置を撤去する場合は、作業当日前に一時撤去し、作業終了後速やかに復元するものとする。また、必要に応じてレールに付着した油の除去を行うものとする。

3 受注者は、万が一、レール塗油器及び摩擦調整材散布装置に損傷等を与えた場合は、発注者に報告を行い、その指示に従って受注者の責任において速やかに補修を行うものとする。

(脱線防止ガードの取扱い)

第12条 受注者は、レール削正作業区間に脱線防止ガードが設けられている場合、発注者と協議を行い撤去の可否について決定するものとする。

2 受注者は、レール削正に支障する脱線防止ガードを撤去する場合は、作業当日前に一時撤去し、作業終了後速やかに復元するものとする。

3 受注者は、脱線防止ガードの復元に際しては、目視及び測定器具を用いて、ガードレールの取付け間隔等を測定し、取付け状態を確認するものとする。また、脱線防止ガードの絶縁材については、発注者の指示により交換するものとする。

(レール削正車用砥石)

第13条 本作業において使用するレール削正車用砥石（以下「砥石」という。）は、発注者から支

給するものとする。

2 受注者は、砥石の状態を正確に把握し、受注者の責任において使用の可否を判断するものとする。

3 受注者は、砥石について管理簿を作成し、作業日、作業場所、パス数、削正延長、廃棄数量及び新規使用数量等を発注者に報告するものとする。

4 受注者は、砥石を廃棄すると判断した時は、事前に発注者に報告するものとする。

なお、砥石は、原則として残量がスタンダード砥石で約30mm、スペシャル砥石で約15mm以下になってから廃棄するものとし、計画的に使用しなければならない。

(レール削正車用燃料)

第14条 本作業において使用するレール削正車用燃料（以下「燃料」という。）は、発注者より支給するものとする。

2 受注者は、発注者から支給された燃料を管理するものとする。

なお、支給燃料の手配に日数を要するため、受注者は、燃料の総残量及び使用予定量を正確に把握し、不足が発生しないように発注者に支給を依頼するものとする。

(レール削正車の点検整備)

第15条 受注者は、受注者の責任において、レール削正車の点検整備を昼間又は作業開始前に行い、(別紙-1)のレール削正車点検整備記録(仕業点検)を発注者に提出するものとする。

また、作業終了後についてはレール削正車の清掃等を行うものとする。

2 受注者は、受注者の責任において、レール削正車の点検整備に必要な工具及び軽油、防護シート等の消耗品を適正に処理するものとし、発注者に報告するものとする。

(資材等の搬出等)

第16条 本作業における資材の搬出入及び仮置きした撤去物の搬出には、必要に応じて夜間に発注者の軌道モーターカー等で運搬するものとする。ただし、軌道モーターカーの指揮及び運転は発注者が行うものとする。

(疑義の解釈)

第17条 次の事項については、受注者独自の判断で行ってはならない。必ず発注者の指示によるものとする。

(1) 設計書に明示していない事項の処理

(2) 設計変更に係る事項の処理

(3) 天災、その他不可抗力による事項の処理

(受注者の過失)

第18条 受注者は、受注者の過失により、施設等に損傷等与えた場合は、発注者に報告を行い、その指示に従って受注者の責任において速やかに補修を行うものとする。

(その他)

第19条 受注者は、作業員の出入り及び移動については、発注者の指示に従わなければならない。特に地下鉄営業時間中における地下鉄施設内の行動は、第三者に対し十分に配慮すること。

2 受注者は、材料及び器具・工具の搬出入には十分注意し、施設物等に損傷を与えないように行うものとする。

3 電力及び水は発注者が貸与するが、受注者はその使用については発注者の指示に従うものとする。

4 その他、疑義、問題が生じた場合は発注者の指示によること。

京都市 交通局	区 長		指 揮	
------------	--------	--	--------	--

受注者名	
------	--

レール削正車点検整備記録(仕業点検)

〇〇〇〇(株)

責任者: _____ 点検者: _____

点検整備年月日		点検整備場所	醍醐保線区機材線
点検整備時走行距離		点検整備時アワーメータ	Hr

毎日点検整備記録

No	点検項目	点検結果	備考
1	エンジンオイルレベル(ゲージ上下限内)		(補給 記)
2	エンジン冷却水レベル		
3	エンジンオイル漏れ		
4	ベルトの状態	ファン : オルタネータ :	
5	ブレーキオイルレベル		(補給 記)
6	サービスコンプレッサオイルレベル		(補給 記)
7	作動油タンクレベル		(補給 記)
8	燃料タンクレベル (600L以上)		(補給 記)
9	エアホース目視点検 (傷、漏れ等)	エンジンルーム	
		機器室	
		削正/検測台車	
		車両下回り	
	ブレーキ装置部	A右: B右: A左: B左:	
10	油圧ホース目視点検 (傷、漏れ等)	機器室	
		削正台車内	
		車両下回り	
		ブレーキ装置部	A右: B右: A左: B左:
11	削正台車の付着ノロ		
12	エンジンラジエーターの状態(清掃)		
13	水タンクレベル (満1600L)		
14	G1発電機の発電状態(約440V 約60Hz)		
15	サービスコンプレッサエア溜まり状態(約8bar)		
16	メインラインエア(ブレーキ関連: 白針8.5bar/赤針約5.0bar)		
17	車両停止状態でのブレーキ機能確認(駐車/貫通/直通/抑制)		
18	灯火類	前照灯	A: B:
		回転灯	A: B:
		作業灯	A: B:
		室内灯	
19	砥石点検、交換と記録	(締付確認:)	
20	消火システムON状態を確認		
21	CATエンジン黒煙浄化装置の動作確認(自動位置も合わせ)		
22	検測装置動作点検(検測子昇降など)		
23	散水装置機能点検	A: B:	
24	タッチスクリーン警告/アラーム		
25	総合試運転(オートテスト)		

記入凡例

良好	レ	調整、校正	A	脱着、分解	○
修理、補修	△	交換	x	締め付け	T
清掃	C	給脂(補給)	L(F)	該当せず	/

高速鉄道東西線レール削正業務委託

添 付 図

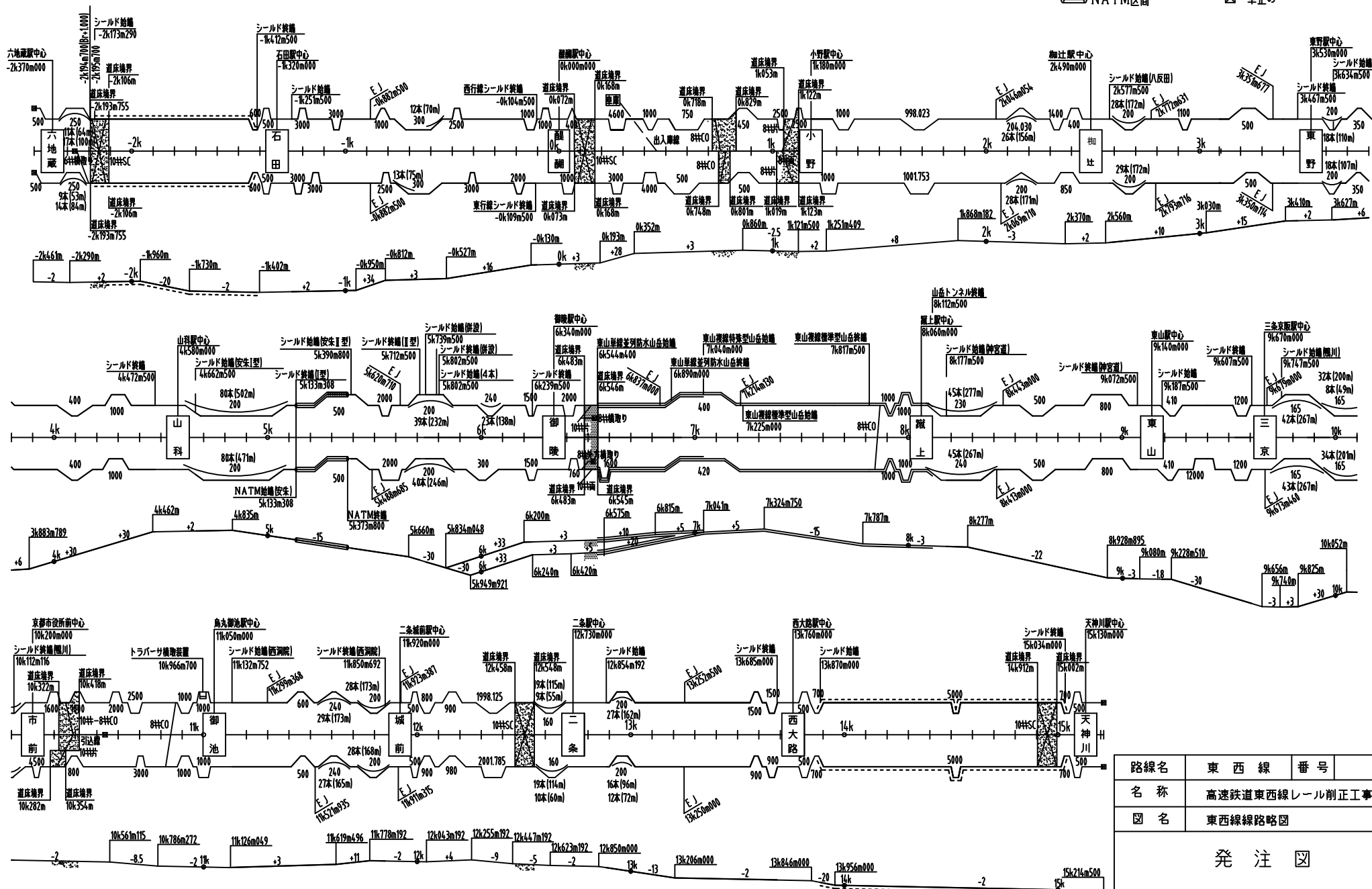
番号	図面名称	縮尺
1	東西線線路略図	—
2	レール塗油器設置参考図	—

令和8年4月

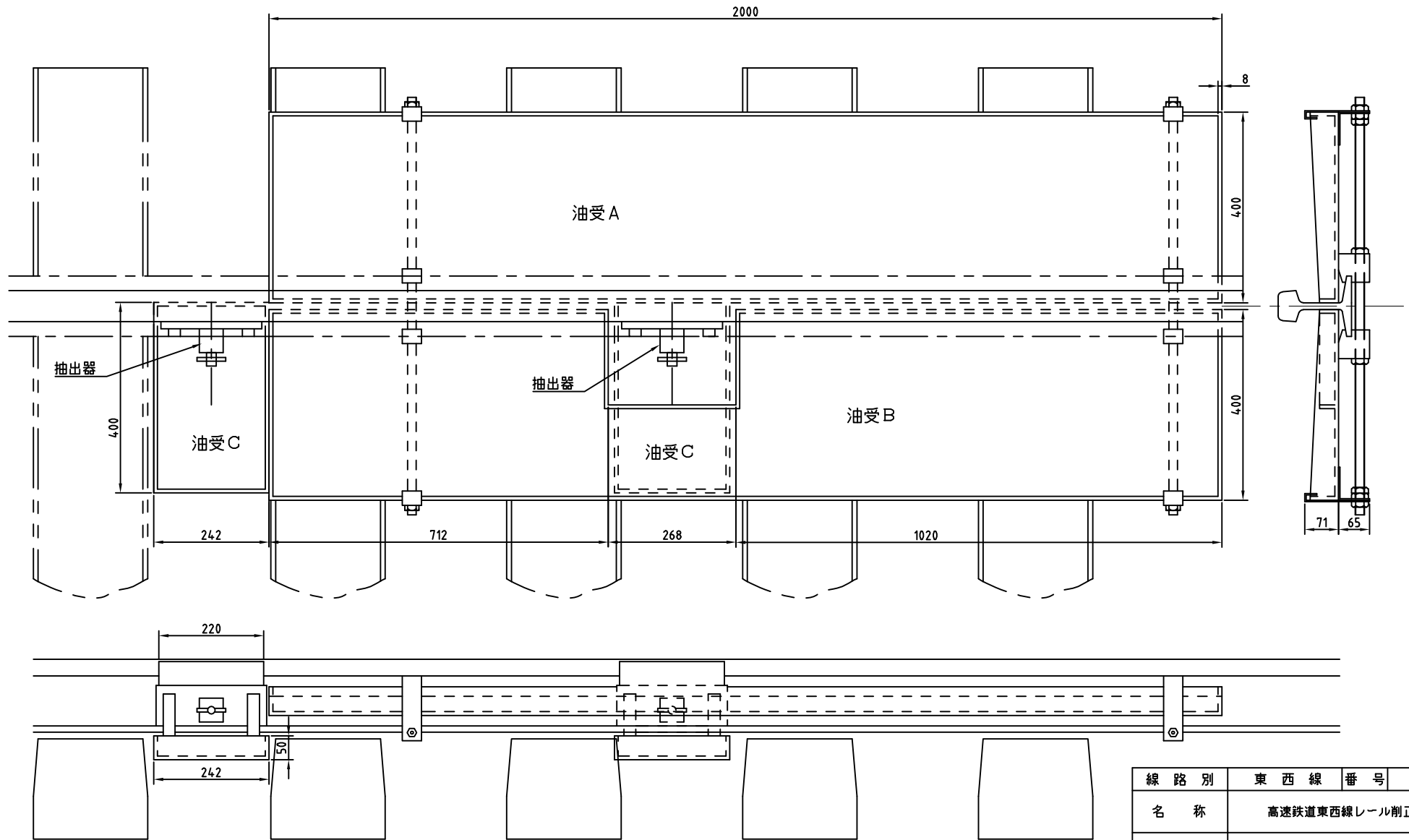
京 都 市 交 通 局
高速鉄道部技術監理課

高速鉄道東西線 線路略図

- 凡例
- シールド区間(単線)
 - ≡≡≡ シールド区間(複線)
 - ≡ NATM区間
 - ▨ バラスト道床
 - コンクリート道床
 - ⊠ 車止め



レール塗油器設置参考図



線路別	東西線	番号	2
名称	高速鉄道東西線レール削正工事		
図名	レール塗油器設置参考図		
縮尺	—		
発注図			
京都市交通局			